

仕 様 書

1. 件 名 高速溶媒試料抽出装置 1 台 賃貸借

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下、「NIES」という。）が調達する「高速溶媒試料抽出装置 1 台 賃貸借」について規定する。

2. 数 量 1 台

高速溶媒試料抽出装置 1 台

3. 賃貸借期間 令和 6 年 6 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日（2 2 ヶ月）

4. 研究内容及び賃貸借目的

NIES では、多様化する化学物質を網羅的かつ効率よく分析する手法を開発し、迅速できめ細かい汚染物質の監視手法を提供するための研究を実施している。

本調達は、網羅分析、微量分析のため環境試料や生体試料から有機物質を高速に抽出するため、「高速溶媒試料抽出装置」を賃貸借するものである。

5. 仕様等

高速溶媒試料抽出装置 1 台については、以下の仕様を満たす必要がある。

- ① 固体・半固体試料の溶媒抽出を連続して任意に設定したプログラムにより自動で行えること。
- ② 最大 24 の試料を連続して処理できる能力を有すること。
- ③ 最大 3 種類の溶媒をセットし、任意の溶媒を単独または混合して使用できること。
- ④ 複数の溶媒を用いた、多段抽出が自動で可能であること。
- ⑤ 200℃までの加温抽出が可能であること。
- ⑥ 10MPa 以上の加圧抽出が可能であること。
- ⑦ 抽出時に窒素ガスによるパージが可能であること。
- ⑧ 容量 1, 5, 10, 22, 34, 66, 100mL の抽出セルを選択して利用できること。
- ⑨ 抽出液の捕集のため、容量 60mL もしくは 250ml のバイアルをセットできること。
- ⑩ 単相 100V の電源で稼動すること。

6. 納入場所 茨城県つくば市小野川 1 6 - 2 国立研究開発法人 国立環境研究所

7. 特記事項 賃貸借期間終了後、協議の上、本装置は NIES に無償譲渡すること。

8. その他

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

また物品には、動産総合保険を付すること。この保険料は賃貸人の負担とする。

仕 様 書

1 件 名 令和6年度カートリッジフィルタ試料を対象とした放射性セシウム分析業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和7年3月21日

3 業務実施場所 請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）福島地域協働研究拠点において行うものとする。

4 目 的

東京電力福島第一原子力発電所事故による環境中の放射性核種の蓄積実態を定量評価するため、福島県相双地域において採取した、河川水中の放射性セシウムを濃縮したカートリッジフィルタ試料に含まれる放射性セシウム濃度の測定を行う。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

(1)分析

NIES が予め前処理を施した、河川水を通水処理したセシウムモニタリング用カートリッジフィルタ（日本バイリーン社製 RP13-011、CS-14CU）試料計 176 検体について、NIES 担当者より予め提供される各試料検体の重量・充填高さのデータ（以下「NIES 提供データ」という。）を用いて、セシウム 137 とセシウム 134 を対象として、以下の条件で分析を実施する。

・分析方法：ゲルマニウム半導体検出器による機器分析

・測定秒数：カートリッジフィルタ試料 106 検体について 50,000 秒測定、カートリッジフィルタ試料 70 検体について 100,000 秒測定

報告書の提出前に、測定済みデータの表を含む電子ファイルを速報として、NIES 担当者に電子メールで送付すること。

(2)分析結果の解析

各検体について、分析で得られた測定データと NIES 提供データを用いて、単位重量当たりのセシウム 137 とセシウム 134 の放射能、その誤差及び検出限界放射能の算定を行う。なお、分析結果として測定時に記録されたエネルギー、ピークチャンネル、ピーク面積とその誤差、検出限界、検出効率、サム効果、自己吸収及び減衰補正についても併せて報告すること。

(3)試料の受け渡し

測定用試料は、7月下旬以降に請負者宛に発送又は直接の授受を行う。受取後の保管及び返却時には試料の冷蔵状態を保つこと。

6 業務実施体制

業務実施に際して、カートリッジフィルタ（CS-13ZN、RP13-011、CS-14CU：日本バイリーン社製、または同型の検体）を用いた効率校正作業または同検体の分析の経験があること。

7 報告書等の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに作業概要を報告書としてまとめ、電子媒体及び紙媒体で NIES 担当者に各 3 部提出する。詳細は以下のとおりとする。

表題 「令和6年度カートリッジフィルタ試料を対象とした放射性セシウム分析業務」

・電子媒体（CD-R）

ファイル形式

ワードプロセッサは Microsoft 社製 Word 形式（Word2003 以上で読めること。）。表計算ソフトは Microsoft 社製 Excel 形式（Excel2003 以上で読めること。）。

・紙媒体

仕上げ寸法 A4 判

表紙等 ファイル（A4S 判、フラットファイル）

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以

下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該、「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者との協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

8 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。)を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者との協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達調査の推進等に関する法律(グリーン購入法)を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕様書

1. 件名 令和6年度 蛍光実体顕微鏡装置 一式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和6年度 蛍光実体顕微鏡装置 一式」について規定する。

2. 数量 蛍光実体顕微鏡装置 一式

構成内訳

1. 実体顕微鏡本体 1台
2. ティルティング三眼鏡筒 1式
3. 接眼レンズ 2個
4. 0.8倍対物レンズ 1個
5. 落射蛍光投光菅 1式
6. GFP 観察用ミラーユニット 1個
7. DAPI 観察用ミラーユニット 1個
8. RFP 観察用ミラーユニット 1個
9. UV カット板 1個
10. 高安定アダプター 1式
11. 透過照明架台 1式
12. AC アダプター 1個
13. 電源コード 1個
14. 3芯2芯変換アダプター 1個
15. 偏斜標準カートリッジ 1個
16. 偏斜ローコントラストカートリッジ 1個
17. 暗視野カートリッジ 1個
18. LED ファイバー光源セット 1式
19. 接眼キャップ 1個
20. ダストカバー 1個

3. 研究内容・購入目的

NIES では、鳥類卵内投与試験法の検証試験及びこの試験法を新たな OECD テストガイドラインとして確立することを目指して、「難分解性・高濃縮化学物質による高次捕食動物への毒性評価法に係る調査・検討業務」を実施している。当該業務においては、哺乳類にはない体外に卵を産むという鳥類の特性を生かし、ウズラ受精卵（胚）へ直接的に化学物質を投与する試験法について検討している。化学物質をウズラ胚に投与して、その影響を検証するためには、精巣や卵巣といった生殖器等の観察が必須である。本調達は、鳥類卵内投与試験法のエンドポイントとなっている生殖器等の形態異常を観察し、効率的に記録を保管する必要があることか

ら、「令和6年度 蛍光実体顕微鏡装置 一式」を購入するものである。

4. 仕様

「令和6年度 蛍光実体顕微鏡装置 一式」については、以下の条件を満たす必要がある。

1) 蛍光実体顕微鏡装置

- ① 実体顕微鏡は平行型ズーム変倍方式であること。
- ② 鏡筒はデジタルカメラ接続可能な三眼鏡筒タイプであり、鏡筒傾斜角 5~45 度可変。双眼 100%、双眼 50%/カメラ 50%の 2 段切替であること。
- ③ 対物レンズと接眼レンズを組み合わせて使用可能であり、0.8 倍対物レンズを組み合わせた時の総合倍率は 5.6~92×の範囲であること。
- ④ 架台は厚さ 41.5mm の薄型 LED 透過照明であり、高安定化アダプターを装備していること。
- ⑤ 照明カードリッジの切り替えと交換が可能で最大 4 個同時装着が可能なこと。
- ⑥ 落射蛍光観察に対応した投光菅を有しており、最大 5 セットの励起-吸収フィルタースライダの取り付けが可能なこと
- ⑦ 蛍光光源には、LED+LPD を搭載したもので平均寿命は 25,000 時間以上であること。

2) 機器の設置、調整等について

- 1) の機器を使用可能なように調整を行い、NIES 担当者の指示に従い設置すること。

5. 納品場所 茨城県つくば市小野川 16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和6年 8月 30日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達が、契約締結時におけるの国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

また、納入引渡し完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

仕 様 書

- 1 件 名 令和6年度 TANSO-3 シミュレーターの仕様書及び操作説明書作成業務（衛星位置・観測位置計算部）
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和6年7月31日
- 3 業務実施場所 請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）において行うものとする。

4 目 的

NIES は環境省と共同で、温室効果ガス・水循環観測技術衛星（以下「GOSAT-GW」という。）による温室効果ガス観測ミッションを推進している。国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）が設定する衛星打上げ目標時期は、2024年度（令和6年度）、その後の衛星定常運用期間は、7年間の予定である。GOSAT-GWには温室効果ガス観測センサ3型（以下「TANSO-3」という。）が搭載され、このセンサは、二酸化炭素、メタンに加えて、二酸化窒素（NO₂）の観測を行う機能を有している。NIESのGOSAT-GWプロジェクトでは、これら化学種のレベル2（以下「L2」という。）処理等を担うこととなり、このうちNO₂については、NIES、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「JAMSTEC」という。）及び国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」という。）が共同で研究開発を進めている。

これまで、「令和2年度 温室効果ガス観測センサ3型（TANSO-3）シミュレーター開発委託業務」を環境省より受託し、JAXAが開発しているTANSO-3の試作機（開発モデル）の設計、製作、試験において想定されるTANSO-3の濃度測定性能を評価することを可能とするとともに、今後実施されるセンサ実機及び関連システムの設計・製作段階、並びにGOSAT-GW打上げ後に行うセンサ性能評価でも活用することを予定して、「令和2年度 TANSO-3 シミュレーターの開発、構築及び評価業務」を行い、TANSO-3 センサの設計数値情報等を用いてGOSAT-GWに搭載されたTANSO-3 センサから出力されるレベル1（以下「L1」という。）及びL2データを導出する機能を有する「TANSO-3 シミュレーター」のプロトタイプを構築し、その性能評価を行った。また、2021年度（令和3年度）では、「令和3年度 TANSO-3 シミュレーターの更新及び再評価業務」を実施し、2020年（令和2年）春季から続くコロナ禍による種々の遅延を取り戻すべく、TANSO-3 シミュレーターの更新や、最新のJAXAによるセンサ情報の取り込み、仮想大気濃度場のデータセット完成を行った。2022年度（令和4年度）では、「TANSO-3 シミュレーターの維持開発及び評価・検討業務（その1）」を実施し、TANSO-3 シミュレーター等（L1とL2作成、L2処理最適化・高速化、大気濃度場作成、排出量推計手法等の機能を包含）の維持開発を行った。さらに、2023年度（令和5年度）では「TANSO-3 シミュレーターの維持開発及び評価・検討業務（その2）」を実施し、引き続きTANSO-3 シミュレータ等の維持開発を行い、これを用いた各種の解析結果を評価・検討して、GOSAT-GW NO₂ データ処理運用システム（以下「GNDPS」という。）へ適切に反映させてきた。

本業務では、TANSO-3 シミュレーターのうち、特に衛星位置・観測位置計算部の利用方法について仕様書及

び操作説明書を作成する。

5 業務内容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施すること。打合せにおける議事録、指摘事項については参照が容易となるよう適切に管理すること。

5.1 前提条件

- (1) TANSO-3 シミュレーターを実行する計算機環境については NIES が提供する。
- (2) 業務を行う上で作成された資料及びデータについては、原則として業務終了時に NIES 担当者の指定する方法にて共有すること。ただし、請負者の内部情報や要機密情報等を含む場合や、データサイズ等が理由で共有が困難と考えられる場合には、NIES 担当者にその旨の連絡をし、対応について事前に協議すること。

5.2 管理業務

本業務を円滑に行うため、次の事項①から⑤を明確にした「実施計画書」を作成し、契約締結日から 5 営業日以内を目途にドラフト版を NIES 担当者に提出し、1 ヶ月以内に正式版の承認を受けること。承認後は、当該計画書に基づき計画管理を行うこと。

- ①業務概要
- ②実施組織及び体制
- ③実施方針及び方法
- ④スケジュール
- ⑤その他、関連事項

5.3 TANSO-3 シミュレーター（衛星位置・観測位置計算部）の仕様書及び操作説明書作成

TANSO-3 シミュレーターのうち、衛星位置・観測位置計算部の仕様書及び操作説明書を作成し、履行期間中 2 回（1 回 3 時間程度）の報告会をオンライン開催して NIES 担当者に利用方法を説明すること（動作試験を含む）。また、説明の際に使用したパワーポイント資料や画面キャプチャ資料及び計算出力結果（最低 2 周回の日照域における空間中心と四隅の緯度経度情報）等の電子データ・関連する電子ファイルを NIES 担当者に提供すること。

6 業務実施体制及び資格

請負者は、本業務履行可能な体制を整えること。関連する過去業務の引継ぎが必要な場合には、契約締結後業務実施前にそれらを実施した請負者からの合意を得ること（過去業務請負業者の連絡先は NIES から伝える）。また、NIES 及び過去業務請負者の担当者の日程を確保した上で説明を受けること。その説明を受けるために要する費用及び日程調整等の事務手続きは本契約の請負者の負担とする。

7 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) TANSO-3 シミュレーター仕様書及び操作説明書 1 部
- (2) 電子データ及び電子ファイル 一式

上記は電子文書として NIES のクラウドベースファイル交換サーバ (Box) を介して提出する。

8 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権 (著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。) を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記 (1) 及び (2) にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの (以下「既存著作物」という。) が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。

提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機 (パソコン等) は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

10 検査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

11 協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

12 その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等には、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

秘密保持に関する誓約書

_____（以下「甲」という。）は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「乙」という。）から提供される秘密情報の取扱いに関し、以下の条項を遵守することを誓約する。

第1条 開示目的・開示対象

甲は、乙から開示を受ける秘密情報の開示対象が次の目的のために限定して開示されるものであることを了解し、秘密情報をこれ以外の目的のためには一切使用しないことを誓約する。

目的：「令和6年度 TANSO-3 シミュレーターの仕様書及び操作説明書作成業務（衛星位置・観測位置計算部）」の公開見積競争への参加

対象：本業務に必要な、業務報告書（令和5年度 TANSO-3 シミュレーターの維持開発及び評価・検討業務（その2）業務報告書）及び簡易説明書

第2条 定義

本誓約における秘密情報とは文書、口頭及びその他の方法によることを問わず、乙が秘密として指定した上で開示される第1条に定める対象で、公には入手できない情報という。ただし、開示された情報が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 乙より開示された時点で、既に公知となっていた場合
- (2) 乙より開示された後、甲の責によらず公知となった場合
- (3) 乙より開示された時点で、既に甲が秘密保持義務を負うことなく保有していた場合
- (4) 乙より開示された後、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した場合
- (5) 正当な権限を有する第三者から開示を要請された場合

第3条 秘密情報の使用

甲は、前条の目的のために秘密情報を知る必要のある自己（甲については、自己の実質的な親会社も含む。）の最小限の役員及び従業員に対して秘密情報を開示することができる。また、乙からの書面による事前の同意を得ることを条件に、第1条の目的のために秘密情報を知る必要のある業務委託先等の最小限の役員及び従業員に対して秘密情報を開示することができる。この場合においても、甲は、秘密情報の使用に関して乙に直接の責任を負うとともに、かかる役員及び従業員に秘密情報の機密性を知らせ、明示の秘密保持契約書又は就業規則により本誓約と同様以上の秘密保持義務を負わせるものとする。

第4条 秘密情報の破棄

甲は、「令和6年度 TANSO-3 シミュレーターの仕様書及び操作説明書作成業務（衛星位置・観測位置計算部）」の公開見積競争終了後、直ちに秘密情報の使用を止めることとする。その上でコンピュータ等の全ての記憶媒体から秘密情報を除去した上使用不能にし、また、開示当事者の指示に従い、秘密情報を開示当事者に返却又は破棄するものとする。

第5条 一般条項

(1) 持出の制限

甲は、いかなる手段を持ってしても秘密情報を日本国外に持ち出してはならない。

(2) 救済処置

甲は、自ら又はその業務委託先等が秘密情報を本誓約に違反した方法で使用、複製、配布若しくは開示した場合又はそのおそれのある場合に乙が講ずる当該使用、複製、配布若しくは開示を予防し又は中止させるための適当な救済処置に従うことに同意する。

(3) 損害賠償

甲は、自ら又はその業務委託先等が本誓約に違反したことにより乙に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(4) 準拠法・裁判管轄

本誓約は日本法に準拠するものとし、本誓約の有効性及び解釈に関する全ての紛争についての専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所とする。

第6条 有効期間

本誓約の有効期間は、乙から秘密情報の開示を受けた日から発生し、「令和6年度 TANSO-3 シミュレーターの仕様書及び操作説明書作成業務（衛星位置・観測位置計算部）」の公開見積競争終了後もなお有効に存続するものとする。

令和 年 月 日

甲：住 所
社 名
代表者名

担当者等連絡先

部署名 :
責任者名 :
担当者名 :
TEL :
E-mail :

仕 様 書

- 1 件 名 令和6年度モデル結合ライブラリの改良及び陸域物理過程モデル数値実験に関する業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和6年12月27日
- 3 業務実施場所 請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）において行うものとする。

4 目 的

NIES における研究プロジェクト「脱炭素・持続社会研究プログラム」で開発された様々なモデルを有効活用するため、異なるモデルを結合するためのモデル結合ライブラリ Jcup を改良するための業務を行う。また、陸域物理過程モデル ILS を利用した数値実験を行うためのソースコードの変更や実験についての業務を行う。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

（1）陸域物理過程モデル ILS による全球高解像度シミュレーションの高度化

請負者は、モデル結合ライブラリ Jcup を改良することにより、陸域物理過程モデル ILS による全球高解像度シミュレーションの高度化を行う。具体的には、全球のシミュレーションを行うことのできる陸域物理過程モデルを最新版の機能を持つバージョンにアップデートする。さらに、NIES がこれまでに開発した過去再現・将来予測気候フォーシングデータを活用し、最新の全球版 ILS コードを利用することにより、ILS による全球高解像度シミュレーションを行う。

（2）地球システム統合モデル MIROC-INTEG-ES における作物モデルの改良

請負者は、モデル結合ライブラリ Jcup を改良することにより、NIES がこれまでに開発した地球システム統合モデル MIROC-INTEG-ES における作物モデルの改良を行う。具体的には、MIROC-INTEG-ES の陸域物理過程において、バイオ燃料作物収量を計算できるように改良を行う。MIROC-INTEG-ES の数値実験モデルと境界条件データは NIES 担当者が提供する。

6 業務実施体制及び資格

請負者は、効率的に業務を進めるため、作業を担当する技術者が、適宜、NIES 担当者と打合せを行うこと。また、請負者は、本業務履行可能な体制を整えること。

（1）実施体制及び資格等

- a. 数値計算技術者 1名（FORTARN 及び C 言語での大規模モデル開発に必要な技術を持つこと）
 - (i) 地球システム統合モデル (MIROC-INTEG-ES) のプログラム開発経験を有する者
 - (ii) 陸域物理過程モデル (ILS) のプログラム開発経験を有する者
 - (iii) 異なるモデルを結合させるためのライブラリ (jcup) のプログラム開発経験を有する者
 - (iv) NIES ベクトル処理用計算機 (SX) 及びスカラ処理計算機 (SGI) で動作するプログラムの最適化及びプログラム実行経験を有する者

7 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 業務結果報告書 一部
- (2) 数値モデル実行により得られたデータ集一式 (NIES 解析サーバディスク上で提出)

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

8 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

10 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

11 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

12 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達推進に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

1 件 名 令和 6 年度超低温 ECO フリーザー修理作業

2 業務契約期間 契約締結日～令和 6 年 12 月 20 日

3 業務実施場所

請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）エコチル試料保存棟
において行うものとする。

4 目 的

NIES エコチル試料保存棟では、エコチル調査生体試料等を超低温槽内-80℃で長期保管している。
本業務は、冷却不能となった超低温 ECO フリーザー1台を修理することを目的として実施する。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）担当
者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

(1) 故障機の引き取り及び修理

エコチル試料保存棟内に設置中の超低温 ECO フリーザー（故障機）【SU780UE】を引き取り、故障箇所
の修理（冷却エンジンおよびインバーターボードの交換）を行なうこと。

(2) 修理後の設置

修理後の超低温 ECO フリーザーはエコチル試料保存棟の所定の位置に配線・配管し、一括
警報設備監視下とする。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

(1) 作業完了報告書 1 部

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12
年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以
下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、
代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表
示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にした
がい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者との協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

7 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティ
を確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セ
キュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

(1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、
事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者へ書面で提出すること。

(2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取
り扱われるための措置を講ずること。

(3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき
又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の
行う情報セキュリティ監査を受け入れること。

- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講じること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

8 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

9 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

10 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

請負者は、業務実施場所において、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震（震度 5 強以上に限る。）、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象が発生した場合、ただちに請負業務に係る被害状況の確認を開始し、発生から 2 時間以内にその確認状況を NIES 担当者に報告すること。また、確認状況を報告した後における対応について NIES 担当者の指示に従うこと。ただし、通信障害等により確認状況の報告が困難である場合はこの限りではない。

仕 様 書

- 1 件 名 令和 6 年度災害廃棄物に係る自治体と住民との連携・啓発のための取組等に関する調査・整理業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和 6 年 12 月 27 日
- 3 業務実施場所 請負者及び現地調査対象地において行うものとする。

4 目 的

近年では、頻発する災害に対して、災害廃棄物処理における平時・災害時の住民との連携や広報・啓発活動の重要性が増し、これらの事例が蓄積されつつある。しかし、現状ではこのような取組事例に関する詳しい調査報告は一部にとどまっているため、今後全国の自治体が同様の取り組みを検討し、適切な選択を支援するための情報の整理が必要である。

本業務では、自治体が行ってきた災害廃棄物処理における平時・災害時の住民との連携や啓発活動について、特に先駆的事例と考えられる取組を対象にヒアリング調査を実施し、当該取組の概要や実施状況に関する情報の収集整理と、その内容をわかりやすく整理した事例集の作成支援を行う。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

（１）災害廃棄物に係る自治体と住民との連携・啓発のための取組等に関する事例調査・整理

（ア）調査対象

過去 5 年程度において、住民が関与した災害廃棄物に関する取り組みを実施した自治体を中心に 20 自治体程度の取組を調査対象とする。対象の選定にあたっては、NIES 担当者が提供する調査対象候補のリストを参考にし、NIES 担当者と協議の上、決定する。ただし、調査対象候補のリスト掲載以外の自治体又は自治体に限定しない当該取組を調査対象とする場合には、NIES 担当者に相談の上、許可を得ることとする。

（イ）調査内容

災害廃棄物に係る自治体が行っている住民と連携した取り組み、あるいは住民への普及啓発を意識した取り組みについて、他自治体が参考になる形で、その取り組みの内容、準備方法、必要であった前提条件、実施契機、効果や影響、今後に向けた課題や改善策、継続性等を把握する。

（ウ）調査方法

ヒアリング調査のうち、とりわけ特徴的な取組を実施している等の自治体については現地ヒアリングを 5 件程度実施し、その他の自治体については、リモートヒアリングの実施を基本とし、いずれの実施も困難な場合には、NIES 担当者に相談の上、メールや電話でのヒアリングも可能とする。ヒアリングに先立って、具体的な調査項目や調査結果の整理方法については NIES 担当者と協議の上、調査票及び依頼状のひな型を作成し、NIES 担当者の確認を得た上でヒアリング対象の自治体に事前にメール等で送付する。

ヒアリングに際しては、発言録や議事録等の詳細な記録を作成すること。なお、取組内容のうち動画・画像や、文書等の資料がある場合は可能な限り提供をお願いし収集に努める。それらに加えて、現地ヒアリングを実施するケースでは、請負者が現地での当該取組に関連した写真撮影を行うこととする。

（エ）調査結果のとりまとめ

調査対象自治体ごとに、（ウ）に沿って調査結果の概要を整理する。調査結果の概要の形式については、NIES 担当者と協議の上、決定する。なお、1 件目の自治体について調査を実施した後の調査結果のとりまとめの際に NIES 担当者に報告を行い、以後の調査結果

報告に関する協議を行った上で進めること。

(2) 災害廃棄物に係る自治体と住民との連携・啓発のための取組事例集（以下「事例集」という。）の作成

(ア) 事例集（案）の作成

請負者は、5. (1) の調査結果をもとに、事例集の案を作成する。事例集は、5. (1) の調査で整理された各自治体における取組ごとに、自治体名称及びその属性（人口規模や地域特性等）、取組の名称、取組状況、取組の内容・効果・今後に向けた課題や継続性等、その他の参考情報を記載する。一つの取組事例に対して、A4 判で 2 ページ程度にまとめ、見やすさに配慮し、図表やイラスト、写真等を含める。なお、写真等コンテンツの使用許諾を含めた各事例の掲載内容の自治体への確認はすべて請負者において行うこととする。

事例集の作成には、はじめに内容の構成と、全体のフォーマットについて提案した上で NIES 担当者と協議の上、進めることとする。表紙、裏表紙を含め、事例集全体を通したデザイン及び編集作業は、請負者において行う。完成までに 3 回（作業開始時点、中間確認及び最終確認）以上の打合せを行い、その都度作業方針の確認を行うこと。

(イ) 災害廃棄物情報プラットフォームとのクロスメディア（案）の作成

NIES が管理運営する災害廃棄物情報プラットフォーム（以下、「情報プラットフォーム」という。）で、5. (2) (ア) の各事例及び事例集を掲載するにあたって、事例集と情報プラットフォーム掲載の相乗効果が期待できるような提案を行い、業務報告書にまとめること。なお、各事例の情報プラットフォームへの掲載の許諾・確認についても 5. (2) (ア) と同様に請負者において行うこととする。

(ウ) 有識者会合の実施

5. (2) (ア) の内容に対して、有識者に助言を求めること。会合の参加者として、有識者及び災害廃棄物対策に関わる自治体職員等で構成された 5 名（そのうち自治体職員は 3 名以上とする）程度を NIES 担当者に相談の上、招聘する。参加者へ謝金を支払う場合は、一人当たり 15,700 円とし、は請負者において負担するものとする。日程調整等の諸連絡、会場の確保（東京都 23 区を基本とする）と当日の準備及び撤収、資料の取りまとめと配布、議事録の作成は請負者において行う。ただし、上記を基本としつつも、感染症状況の悪化や災害発生等のやむを得ない理由が生じた際には、NIES 担当者とも相談の上、オンライン又はハイブリッド開催に切り替えることとする。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。電子ファイルは、NIES 担当者が用意するクラウドストレージにアップロードすることで提出するものとする。

- (1) 事例集（案）＜A4 判カラー。製本済みのもの＞ 2 部
- (2) 業務結果報告書及び事例集の電子ファイル（PDF 形式）一式
- (3) ヒアリングの記録と調査にあたって自治体から回収した資料及びその電子ファイル一式

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記 (1) 及び (2) に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。
提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者との協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

- 1 件 名 令和 6 年度 福島県中間貯蔵施設設置区域及びその周辺地域の生態系サービスに関する資料収集・評価検討業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和 7 年 3 月 27 日
- 3 業務実施場所 請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）において行うものとする。

4 目 的

福島県では、福島第一原子力発電所の事故によって生じた放射性物質の除染が実施されている。除染の進展により地域の復興が進み、それにともなって地域が事故前に有していたさまざまな生態系サービスも回復することが期待される。国立環境研究所では、中間貯蔵施設設置区域及びその周辺地域を対象に、中間貯蔵施設廃止後の跡地と周辺地域にどのような将来像がありうるかの提案に際し、生態系サービス評価を指標として提示することを目標とした研究を進めている。本業務では、東日本大震災と原発事故、その後の除染及び復興の過程が、福島県内の避難地域及び周辺市町村の生態系サービスに与えたインパクト及び避難地域の生態系サービスの経済的価値等について評価検討することを目的とする。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

（１）東日本大震災による生態系サービスへのインパクト評価

「令和 4 年度福島県中間貯蔵施設設置区域及びその周辺地域の生態系サービスに関する資料収集・評価検討業務」（以下、令和 4 年度業務とする）及び「令和 5 年度福島県中間貯蔵施設設置区域及びその周辺地域の生態系サービスに関する評価検討業務」（以下、令和 5 年度業務とする）において評価した指標 15～20 個程度について、震災によるインパクトの有無を統計的な手法を用いて評価する。

対象地域は避難地域 12 市町村及び福島県内の周辺地域とし、評価対象期間は震災の前後約 10 年間を基本とする。対象とする評価指標は NIES 担当者と協議のうえ、決定する。

（２）生態系サービスの評価に関するアンケート調査

生態系サービスの経済価値評価、文化的サービスの追加的な定量評価及び、幸福度や生活の満足度につながる生態系サービスについて因果分析を用いて評価・分析するためのアンケート調査を行う。

経済価値評価は令和 4 年度、令和 5 年度の検討結果を用いて、コンジョイント分析を行うこととする。

文化的サービスの追加的な定量評価は、令和 4 年度に検討した「食文化」「祭りの数」「子どもの遊び場の数」について追加的なデータを取得する。

幸福度や生活の満足度につながる生態系サービス評価については、統計的因果推論を用いて避難地域内・外の比較を行う。住民の幸福度や満足度につながる要因を特定したうえで、それらの要因が生態系サービスとどのように繋がっているのか分析する。分析にあたっては、政策的な介入点・介入手法へとつなげることを念頭におき、これをロジックモデルで整理すること。

アンケート調査においては、NIES 担当者と協議の上、目的に応じた対象（福島県民、避難地域住民等を想定、避難地域 200～300 サンプル、避難地域外 700 サンプル程度）の選定等、適切な設計を行った上で実施する。但し、避難地域のサンプル数が十分確保できなかった場合には、分析方針を NIES 担当者と調整する。

（３）有識者ヒアリング

（１）～（２）及び令和 4 年度業務・令和 5 年度業務で実施した生態系サービス評価結果及び経済的価値の評価手法等について有識者（生態系サービス分野を専門とする大学教授や研究機関の研究員等）3 名程度にヒアリングを行う。なお、ヒアリングは基本的にはオンラインで実施するものとする。ヒアリング結果を踏まえて、適宜生態系サービス評価手法及び経済的価値の評価手法を見直し、概要版等へわかりやすくまとめる。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 業務結果報告書 3 部
- (2) 報告書、収集文献等を収録した CD-R 1 部

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当官の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記 (1) 及び (2) にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

1. 件 名

令和6年度化審法に基づく化学物質混合物等の生態影響評価手法の開発に係る支援協力員派遣業務

2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）の環境省と契約する請負業務等において、生態影響に係る有害性評価に関する研究補助業務を行う。

3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域 環境リスク科学研究推進室

電話番号 029-850-2588

ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅

5. 組織単位

環境リスク科学研究推進室（環境リスク科学研究推進室長）

6. 派遣期間

令和6年7月1日から令和7年3月31日まで

7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）のうち3日

9：00～16：00（うち、休憩時間12時～13時）

実働6時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

11. 業務内容等

特記仕様書によるものとする。

12. 出張の取扱い

(1) 出張依頼等

指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。

なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。

(2) 就業時間の取扱い

派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7. (1) に定める就業時間数を就業したものと取り扱うものとする。

13. 福利厚生

職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。

また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。

14. 報告書の提出

(1) 勤務報告書の提出

派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了ごとに所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。

(2) 出張経費報告書

派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了ごとに所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。

15. 勤務状況の報告

派遣先責任者は、派遣労働者から14. の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。

16. 業務完了報告書等の提出

派遣元責任者は、15. の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写しを派遣先責任者へ報告するものとする。

17. 検査

指揮命令者の確認を受けた14. に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16. に定める報告書等により行うものとする。

18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者

(1) 派遣元責任者

役 職

氏 名

電話番号

(2) 派遣元苦情処理担当者

役 職

氏 名

電話番号

(3) 派遣先責任者

役 職

氏 名

電話番号

国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長

辻 恵一

029-850-2586

(4) 指揮命令者

役 職

氏 名

電話番号

国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域

環境リスク科学研究推進室長

大野 浩一

029-850-2588

(5) 派遣先苦情処理担当者

役 職

氏 名

電話番号

国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域長

山本 裕史

029-850-2532

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

特 記 仕 様 書

1. 件 名

令和6年度化審法に基づく化学物質混合物等の生態影響評価手法の開発に係る支援協力員派遣業務

2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所の環境省と契約する請負業務等において、生態影響に係る有害性評価に関する研究補助業務を行う。

3. 業務内容

- (1) 化学物質混合物等の評価グループ作成に関する資料の収集・解析補助。
- (2) 化学物質の生態毒性試験結果の信頼性評価に関する資料の作成。
- (3) (1) (2) の業務内容に係る環境省請負業務等に係る検討会等で使用する資料の素案作成。
- (4) (1) から (3) の業務内容に係る検討会等の会議運営補助。
- (5) (1) から (3) の業務内容に係る検討会（計4回程度、都内を想定、及び計2回程度、Web会議を想定）、及び打ち合わせ（計4回程度、Web会議を想定）への参加。
- (6) 上記(1)から(5)の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

4. 必要条件・資格等

上記3.の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

- (1) 学歴等
薬学、獣医学、農学、いずれかの修士（相当）卒業以上の学歴を有すること。
- (2) 技術的能力
①化学物質の構造に関するデータをRDkit等のプログラムを用いて整理する能力を有すること。
②化学物質に関する魚類・甲殻類・藻類の生態毒性試験結果の信頼性評価を実施する能力及び経験を有すること。
③文献データベースを用いた文献検索を実施した経験があり、これらのデータベースを用いて業務に関連する適切な文献を選別する能力を十分に有すること。
④Web会議室の運用や開催準備（資料作成、会議室の音声環境セッティング、会議中のパソコン操作、トラブル対応）を臨機応変に実施する能力を有し、会議を適切に運営できる能力を有すること。
- (3) 語学及び学術的能力
①TOEIC650点以上のスキルを持つ、若しくは同等の英語力をもつこと。
②業務遂行に必要な日本語での意思疎通・読み書きに支障がない者であること。
- (4) OAスキル
①マイクロソフトエクセル（数式、表の作成含む。）
②マイクロソフトワード（文章作成・編集）
③マイクロソフトパワーポイント（資料作成を含む。）
- (5) その他
協調性を持って意欲的に業務をおこなうこと。

5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

勤務報告書

(業務名) 令和6年度化審法に基づく化学物質混合物等の生態影響評価手法の開発に係る支援協力員派遣業務

令和 年 月分

氏名

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日()	: ~ :			: ~ :		
2日()	: ~ :			: ~ :		
3日()	: ~ :			: ~ :		
4日()	: ~ :			: ~ :		
5日()	: ~ :			: ~ :		
6日()	: ~ :			: ~ :		
7日()	: ~ :			: ~ :		
8日()	: ~ :			: ~ :		
9日()	: ~ :			: ~ :		
10日()	: ~ :			: ~ :		
11日()	: ~ :			: ~ :		
12日()	: ~ :			: ~ :		
13日()	: ~ :			: ~ :		
14日()	: ~ :			: ~ :		
15日()	: ~ :			: ~ :		
16日()	: ~ :			: ~ :		
17日()	: ~ :			: ~ :		
18日()	: ~ :			: ~ :		
19日()	: ~ :			: ~ :		
20日()	: ~ :			: ~ :		
21日()	: ~ :			: ~ :		
22日()	: ~ :			: ~ :		
23日()	: ~ :			: ~ :		
24日()	: ~ :			: ~ :		
25日()	: ~ :			: ~ :		
26日()	: ~ :			: ~ :		
27日()	: ~ :			: ~ :		
28日()	: ~ :			: ~ :		
29日()	: ~ :			: ~ :		
30日()	: ~ :			: ~ :		
31日()	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)

※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者

国立研究開発法人国立環境研究所
環境リスク・健康領域
環境リスク科学研究推進室

大野 浩一

(別紙2)

出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名	□					
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				船 賃		航空賃	車 賃		宿泊料	備 考	
					路 程	運 賃	急 料	行 金	計	路 程		運 賃	路 程	実費額		実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合 計																
出張用務									旅 費 計		円		※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。 なお、交通費についても、原則として添付すること。			
									その他経費計		円					
									合 計		円					

注) 支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。
 注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
 国立研究開発法人国立環境研究所
 環境リスク・健康領域
 環境リスク科学研究推進室
 大野 浩一 □